草加市告示第　８１９　号

令和４年度（２０２２年度）における労働賃金基準額の変更について

草加市公契約基本条例（平成２６年条例第２１号）第１２条の規定に基づき、令和４年度（２０２２年度）における労働賃金基準額を次のとおり変更する。

ただし、適用期間については、令和４年（２０２２年）１０月１日から令和５年（２０２３年）３月３１日とする。

令和４年（２０２２年）９月１５日

草加市長　浅　井　昌　志

１　工事又は製造の請負契約に係る労働賃金基準額

変更なし

２　業務委託契約に係る労働賃金基準額

９８７円／時間

※適用期間　令和４年（２０２２年）１０月１日から令和５年（２０２３年）３月３１日まで

３　指定管理者との協定に係る労働賃金基準額

９８７円／時間

※適用期間　令和４年（２０２２年）１０月１日から令和５年（２０２３年）３月３１日まで